# 令和８年度第１回野洲市入札監視委員会　会議結果（要旨）

| | |
|---|---|
| 日　　時 | 令和８年８月６日（木）　午後２時 00 分 ～ 午後３時 00 分 |
| 開催場所 | 野洲市役所　本館２階　庁議室 |
| 出 席 者 | 委　員：野洲委員長、中村委員、中辻委員<br>事務局：西村総務部長、江口総務課長、山本課長補佐、松本主査 |
| 傍 聴 者 | なし |
| 報道機関 | なし |

令和７年度下半期（10 月１日から 3 月 31 日）までの対象期間案件について会議次第に基づき、以下の内容にて会議を開催した。

## 1.　開会

総務部長あいさつ

## 2.　議題

### （1）　入札及び契約手続の運用状況等の審議について

#### （ア）令和７年度下半期に発注した建設工事及び建設関連業務委託について

| | |
|---|---|
| 事務局 | （令和７年 10 月１日から令和８年３月 31 日までに発注した予定価格 200 万円超えの建設工事及び予定価格 100 万円超えの建設関連業務委託について、資料に基づき事務局から概要説明）<br><br>※特に意見なし |

（イ） 令和７年度下半期における入札参加停止等の措置案件について

| | |
|---|---|
| 事務局 | （令和７年 10 月１日から令和８年３月 31 日までに野洲市建設工事等入札参加停止基準に基づき１者指名停止したことを概要説明） |
| 委員 | 元々の工期について教えて下さい。 |
| 事務局 | 当初工期は令和７年の２月から３月末を予定していました。 |
| 委員 | 当初発注時の履行期間に少々無理があったのではないでしょうか。 |
| 事務局 | 元々繰越を想定した発注であったことは事実です。業者決定後は担当課と受注業者との協議の上、翌年６月 30 日まで期間延長を行っていますが、当市担当者の体調不良や業者が他業務により繁忙であった等の理由により、双方連絡調整が確りなされておらず、業務監理が徹底できていなかったことが履行遅延に至った原因になります。 |

（ウ） 指定案件の審議について

工事１・４　市道市三宅妙光寺線舗装修繕工事

| | |
|---|---|
| 事務局 | （資料に基づき、概要説明） |
| 委員 | 本件の様に舗装工事はくじでの落札決定が常態化していますが、入札行為として適正であるのか疑問です。業種の特性上、やむを得ない部分は理解しますが、今後もこの状態を是正する方法はないでしょうか。例えば、舗装工事における同ランク工事業者の中でも、施工能力による付加価値で優劣をつける選定方法などできないでしょうか。もし、他市で事例があれば教えて下さい。 |
| 事務局 | ご指摘の通り、舗装工事は比較的類推しやすい内容であるため、応札金額同額での競争となるケースが多いです。<br>県では一部の工事に対して総合評価方式を採用し、価格以外の部分 |

| | |
|---|---|
| | も含めて選定をされているという事例はありますが、県内市町で同様の手法を本格導入されている自治体はほぼありません。事務負担や入札スケジュールの長期化を勘案すると、現在の入札形式が望ましいと考えます。 |
| 委員 | 最低制限価格に近い金額での応札が多いですが、何か要因はあるのですか。 |
| 事務局 | 当市では200万円以上１億円未満の工事については予定価格を事前公開しています。工種から推察しやすいものと考えております。 |
| 委員 | 他市事例ではくじを防ぐため最低制限価格に乱数を用いている運用もあります。それ以外の方法ではやはり総合評価方式での業者選定となりますが、舗装工事は一定早急な対応も求められる工種でもあり、現行方式はやむを得ない部分があると感じます。 |

**工事 10・11　永原第２公園長寿命化対策工事**

| | |
|---|---|
| 事務局 | （資料に基づき、概要説明） |
| 委員 | 不落となった入札で応札していた業者が、再入札では辞退されていますが、何か理由はあるのでしょうか。 |
| 事務局 | 当該業者には直接ヒアリングは実施しておりませんが、受注状況により辞退されたと推察しております。 |

**工事 14・16　コミュニティセンターなかさとＬＥＤ化工事**

| | |
|---|---|
| 事務局 | （資料に基づき、概要説明） |
| 委員 | 再入札は最低制限価格に近い金額での応札により業者決定しています。本工事も最低制限価格はほぼ推測できる内容なのですか。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 最低制限価格が類推しやすい内容ではないと考えますが、入札時の内訳書でも適切に積算されており、積み上げによる応札額であると確認しております。本工事も予定価格を事前公表していること、不落後に担当課とヒアリングを実施したこと等から、応札業者によっては一定推察が容易であった可能性はあります。 |

**工事 15　市道辻町五之里線排水ポンプ用非常用発電機更新工事**

| | |
|---|---|
| 事務局 | （資料に基づき、概要説明） |
| 委員 | Ａランク業者に該当業者がいないとの事ですが、市外業者は選定しないのですか。 |
| 事務局 | 工事の発注金額に応じて市外業者を指名することもありますが、原則は市内業者を優先して指名しています。本工事の様にＡランクに該当業者がおらず、工事内容が下位ランクでも施工できると判断した場合は、下位ランクから指名を行う運用です。 |
| 委員 | 準市内業者とはどの様な運用ですか。 |
| 事務局 | 当該工事区分の基準と同等以上の者で、野洲市内に支店・営業所を置く業者の事です。 |
| 委員 | Ａランク工事とＢランク工事は技術力等で区分しているのですか。 |
| 事務局 | 分離発注の観点から工事発注金額、技術者数、工事評点などの基準によって区分しています。 |
| 委員 | Ａランク業者が存在しない現状が続くのであれば格付のラインを変更することも検討してはどうですか。<br>特定建設業許可を必要とする発注金額に合わせ格付区分を検討することも一つの考え方だと思います。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 制度再考の余地はあると考えております。ご意見踏まえ、今後の参考にさせていただきます。 |
| 委員 | 入札結果に注目すると、本件は１者のみの応札、かつ予定価格に極めて近い金額であることに違和感があります。 |
| 事務局 | 通常であれば発電機の制作期間に約３ヶ月程度必要ですが、コロナ禍以降世界的な半導体不足が続いていたこともあり、発電機の納期が不安定であったことから、指名業者が積極的に応札に動かなかったことと推察しています。 |
| 委員 | これも推察になりますが、発電機を外注していることから利益率が低い工事内容であったのかもしれません。 |

**委託１　（仮称）市道砂川線道路詳細設計業務委託（その１）**

| | |
|---|---|
| 事務局 | （資料に基づき、概要説明） |
| 委員 | 本件は設計延長が 100m程度であるが、入札参加業者を見ると大手コンサルを指名しています。特殊な技術者を必要とする業務だったのですか。 |
| 事務局 | 特殊な業務内容ではないですが、「測量業務」「道路設計業務」を含む過去の発注案件を参考に指名業者選考を行っています。 |
| 委員 | この程度の業務内容であれば市内業者育成の観点からも市内業者を優先してはどうでしょうか。 |
| 事務局 | 原則市内業者優先としていますが、市内に指名登録がない業務については、市外業者も含めて指名を行う運用としています。 |

【以上の審議結果】

適切に処理されていると判断できる。

次回の会議については、令和８年 11 月から 12 月頃を予定しています。次回の指定案件の選定は中村委員にしていただきます。

3. 閉会

以上